

|        |          |      |                       |         |
|--------|----------|------|-----------------------|---------|
| 売却区分番号 | 幡-16     | 入札日時 | 平成30年11月16日(金)午後2時00分 |         |
|        |          | 開札日時 | 平成30年11月16日(金)午後2時30分 |         |
| 見積価額   | 200,000円 |      | 公売保証金                 | 20,000円 |

### 公売財産の表示

物件1(土地の表示)  
 所在 高知県宿毛市平田町黒川字慶田  
 地番 334番3  
 地目 田  
 地積 511㎡

### 公売財産の写真



※白線は目安であり、境界を保証するものではありません。

### その他公売財産に関する情報

#### 【基本情報】

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
- ②公売財産の表示はすべて不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項(情報)は当所職員が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在地  
高知県宿毛市平田町黒川字慶田334番3(農地であり、住居表示で表せません)
- ⑤交通、最寄駅など  
土佐くろしお鉄道中村・宿毛線 工業団地駅より東へ約1.5km
- ⑥現況  
当該物件は、非線引都市計画区域外の、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律による)の農用地区域内に存しているが、調査日時点(H30.8.27)では耕作している様子はありませんでした。  
※農業委員会への調査により第三者への対抗要件である、「永小作権」・「利用権」の登録がないことを確認済み。

- ⑦下見会(現地案内)について

本公売物件における下見会（現地案内）を平成30年10月1日（月）～平成30年10月11日（木）の間に随時開催いたします。

ご希望の方は下見希望の日の前日までに、当事務所宛に参加予約のご連絡をお願いします。

#### 【土地の情報】

##### ①地目及び地積

【田】 511㎡（登記数量）

※地籍測量を行った場合、地籍が増減する可能性があります。（境界未確定のため確実ではありません。）

##### ②行政的条件

農業振興地域内の農用地区域

##### ③形状・地勢

ほぼ整形地

北側の農道と約40cmの水路を介して、約50cmほど低く接面する平坦地。

##### ④利用状況（現況地目）

田（田）

##### ⑤接面道路

北側：幅員約4mの農道に水路を介して接面する。

##### ⑥隣接地の状況

西方、東方：山林、西方：田、南方：水路、北方：水路

##### ⑦占有状況

調査日時点（H30.8.27）では、耕作等に利用している様子はありませんでした。

※農業委員会への調査により第三者への対抗要件である、「永小作権」・「利用権」の登録がないことを確認済み。

##### ⑧埋蔵文化財の有無及びその状態等

対象不動産は文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地に含まれていません。

##### ⑨土壌汚染の有無及びその状態等

土地改良区域内であるため、土壌汚染の可能性は低いものと判断します。

##### ⑩特記事項

自然的災害・公害・危険・嫌悪施設等は特にありません。

#### 【その他手続き等】

①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。

また、県は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。

なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。

②公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、県は担保責任を負いません。

③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。

④公売財産の内、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額はすべて内税価額です。公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

⑤本公売における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。

公売保証金は入札日当日に公売会場に現金で持参し、入札会場受付にて一括で納付して下さい。

※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。

⑥原則として入札日当日までに、宿毛市農業委員会の発行する買受適格証明書の提出を要します。提出ができない場合は入札に参加できません。

ただし、入札希望者の農業委員会への買受適格証明書申請が確認でき、当事務所が買受適格証明書発行について、その確実性が確認できた場合には、入札日当日に買受適格証明書の提出が無い場合についても、入札への参加を可能とします。

⑦見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。

⑧最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。

⑨落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。

すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。

※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。

⑩買受代金は必ず納付期限までに当事務所が確認できるように、一括で納付してください。

納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。

⑪公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。

⑫買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。

⑬農地等の権利移転の登記嘱託の際には、農業委員会、都道府県知事等の発行する所有権移転の「許可書」、協議が成立した旨を記載した通知書又は「受理通知書」の呈示が必要となります。

⑭権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。

⑮その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。

⑯公売公告の内容は、幡多県税務所で閲覧できます。

⑰公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑯の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。